

令和 4 年 第 3 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 令和 4 年 4 月 6 日

閉会 令和 4 年 4 月 6 日



熊本県芦北町議会

令和4年第3回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
4・6	水	本会議（開 会） 仮議席の指定 議長の選挙 副議長の選挙 議席の指定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 議案審議 閉会中の継続調査 （閉 会）

目 次

第1号（4月6日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
	（臨時議長の紹介及びあいさつ）	5
	臨時議長開会宣告	5
	第1 仮議席の指定	5
	（竹崎町長あいさつ）	5
	（新課長紹介）	6
	第2 議長の選挙	6
	追加議事日程（第1号の追加1）	
	第1 会議録署名議員の指名	9
	第2 会期の決定	9
	第3 副議長の選挙	9
	第4 議席の指定	11
	第5 常任委員会委員の選任	11
	第6 議会運営委員会委員の選任	14
	第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙	15
	第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	16
	芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
	第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	17
	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
	第10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	18
	第11 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	19
	追加議事日程（第1号の追加2）	
	（一括議題＝日程第12から日程第15まで）	
	第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	20
	第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	20

第14	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	20
第15	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	20
7	閉 会	20

令和4年第3回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年4月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

（臨時議長の紹介及びあいさつ）

臨時議長開会宣告

第 1 仮議席の指定

（竹崎町長あいさつ）

（新課長紹介）

第 2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 副議長の選挙

第 4 議席の指定

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第11 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の追加2）

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（14人）

1番 百田翔吾君	2番 楠原清照君
3番 長口隆君	4番 林田燿宏君
5番 坂本登君	6番 寺本順一君
7番 白坂康浩君	8番 草野安道君
9番 元山秀志君	10番 宮尾秀行君
11番 川尻成美君	12番 寺本修一君
13番 岡部恵美子君	14番 宮内道則君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育長 岩田繁義君	総務課長 松本俊造君
企画財政課長 白坂達也君	税務課長 佐竹貴幸君
住民生活課長 長崎十三男君	福祉課長 池田康浩君
健康増進課長 田中公広君	農林水産課長 梶浩之君
商工観光課長 釜辰信君	建設課長 鎌倉博之君
上下水道課長 平田秀臣君	教育課長 田代忍君
スポーツ・文化振興課長 内田照也君	コミュニティセンター課長 志水哲治君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田貴司君	次長(課長補佐) 窪田和彦君
--------------	----------------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議会事務局長（福田貴司君） おはようございます。

議会事務局の福田でございます。

本臨時会は、芦北町議会議員一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の岡部議員を御紹介します。お願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま紹介されました岡部恵美子です。

規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第3回芦北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議席に配付しております議事日程（第1号）にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 仮議席の指定

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、竹崎町長から発言の申出がっておりますので、しばらく御静聴願います。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、改選後初の臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

去る3月27日に執行されました町議会議員選挙において、議員定数が2名減の14名となる激戦の中、町民の信託を受けて御当選の榮譽を得られましたことは、御同慶に耐えません。誠におめでとうございます。

本町では、令和2年7月豪雨災害から1年9か月が経過する中で、被災された方々の生活再建や大きく傷んだ社会機能の復旧に全力で取り組んでまいりました。これまで順調に進捗が図られておりますのも、一重に芦北町議会をはじめ、町民の皆様のお理解の賜物であると、厚く御礼申し上げます。

復旧・復興は、これからさらに本格化・加速化されてまいります。今年度を復旧元年プラスワンと位置づけ、復旧・復興計画を基本として、着実な事業遂行を図る

とともに、町民一人一人がふるさとに誇りを持ち、安心して暮らせる町の実現に向け、町政万般にわたり、積極的な事業を展開していく所存であります。

議会活動運営につきましては、芦北町発展のため、公平無私の立場を堅持し、議会の権威と尊厳を保持していただき、さらなる町政発展のため、今後とも御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議長選挙など、議会構成についての人事案件が提案されております。また、芦北町税条例等の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認2件と、人事案件を2件提案しております。どうぞよろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

本日の初議会が滞りなく行われますことを祈念申し上げますとともに、議員の皆様方の今後ますますの御活躍に期待し、御多幸を念じあげ提案理由の説明といたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） どうもありがとうございました。

会議に先立ち、4月1日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席から挨拶を求めます。

田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） おはようございます。

4月1日付の人事異動に伴い、教育課長を拝命いたしました田代忍でございます。浅学非才の身ではございますが、一生懸命務めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） 次に、梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） おはようございます。

4月1日付で農林水産課長を拝命いたしました梶浩之でございます。微力ではございますけれども、一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

第2 議長の選挙

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に、寺本順一君及び白坂君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○臨時議長（岡部恵美子君） 念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（福田貴司君） それでは、事務局長から議員番号とお名前を呼び上げますので、投票をお願いいたします。

1 番百田議員、2 番楠原議員、3 番長口議員、4 番林田議員、5 番坂本議員、6 番宮内議員、7 番寺本順一議員、8 番白坂議員、9 番草野議員、10 番元山議員、11 番宮尾議員、12 番川尻議員、13 番寺本修一議員、最後に14 番岡部議員に投票していただきます。しばらくお待ちください。

[投票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

寺本順一君及び白坂君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、宮内君 8 票、草野君 5 票、林田君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、宮内君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま議長に当選されました宮内君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

登壇の上、議長当選承諾の御挨拶をお願いします。

○新議長（宮内道則君） ただいま議決をいただきました宮内道則です。大変議員歴も少なく、大変皆様には今後、御心配をおかけするかと思いますけども、各先輩方の御指導を受けながら、精一杯頑張ってまいります。

また、竹崎町長におかれましても、各課長さん方にも大変いろんな面で未熟者でございますけども、今まで培ってきた役場の 40 年間、議員生活 15 年 6 か月、これを持ちまして一生懸命取り組みまして、1 万 6,000 町民のために、町民福祉のために頑張ってまいりますので、議員各位におかれましても、どうぞ御指導を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま新議長の御挨拶が終わりました。

皆様方の御協力によりまして、無事、臨時議長の職を終わることができました。

ここで議長と交代します。宮内議長、議長席にお着き願います。

[新議長、議長席に着席]

○議長（宮内道則君） それでは、議長席に着かせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

追加議事日程を配付するため、暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 29 分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 配付漏れはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席に配付しております追加議事日程（第1号の追加1）によって議事を進めます。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、百田君及び楠原君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 副議長の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第3「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○議長（宮内道則君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人は、寺本順一君及び白坂君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（宮内道則君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（宮内道則君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（福田貴司君） それでは、議席番号とお名前を呼び上げますので、順
に投票願います。

1 番百田議員、2 番楠原議員、3 番長口議員、4 番林田議員、5 番坂本議員、6
番宮内議員、7 番寺本順一議員、8 番白坂議員、9 番草野議員、10 番元山議員、
11 番宮尾議員、12 番川尻議員、13 番寺本修一議員、14 番岡部議員。

[投票]

○議長（宮内道則君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

寺本順一君及び白坂君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（宮内道則君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票13票、無効投票1票です。

有効投票のうち、岡部君7票、草野君6票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、岡部君が副議長に当選されまし
た。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮内道則君） ただいま副議長に当選されました岡部君が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶を願います。ただ今、皆さんの声がございましたので、自席のほうでよろしく願いいたします。

○副議長（岡部恵美子君） ただ今、副議長の責を皆様の心によって務めさせていただくようになりました。どうか長い年月をかけた私でございますが、ここで女性を申し上げるのはどうかと思いますけど、女性の立場でどうかどうかと思っております。しかし、今回もそれができずに申し訳なく思っております。しかし、ここにいらっしゃる皆様方の御協力とお知恵をお借りして、しっかり務めさせていただきたく心新たにしておるところでございます。議員の皆様、執行部の皆さん、どうかどうか私も体は悪いですが、やはり障がい者という皆さんの中におりますし、その件も今回も心しております。どうか町長をはじめ、執行部の皆様、議員の皆様、御理解いただきまして、今回は私、副議長として務めさせていただくようになりましたので、頑張っております。どうぞどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（宮内道則君） ありがとうございます。

これで、副議長の選挙を終わります。

-----○-----

第4 議席の指定

○議長（宮内道則君） 日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定及び議員の申合せに基づき決定したいと思います。それでは、指定しますので、移動してください。

議長席から向かって、右側から申し上げます。1列目、1席空けて、1番百田君、2番楠原君、3番長口君、4番林田君、2列目、1席空けて、5番坂本君、6番寺本順一君、7番白坂君、8番草野君、9番元山君、10番宮尾君、3列目、2席空けて、11番川尻君、12番寺本修一君、13番岡部君、14番宮内道則です。

氏名標は、後ほど取り付けます。

-----○-----

第5 常任委員会委員の選任

○議長（宮内道則君） それでは、日程第5「常任委員会委員の選任」を行います。委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、常任委員の指名をいたします。

まず、総務厚生常任委員は、岡部君、川尻君、元山君、林田君、楠原君、百田君、私宮内です。以上7人です。

次に、建設経済文教常任委員は、寺本修一君、宮尾君、草野君、白坂君、寺本順一君、坂本君、長口君、以上7人です。

最後に、議会広報委員は、川尻君、宮尾君、寺本順一君、林田君、長口君、楠原君、以上6人です。

以上のおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、指名のおり、各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（宮内道則君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

総務厚生常任委員長、林田君、副委員長、楠原君。

建設経済文教常任委員長、草野君、副委員長、白坂君。

議会広報委員長、楠原君、副委員長、長口君。以上です。

お諮りします。

ただいま常任委員が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮し、芦北町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会を辞退したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 寺本議員。

- 6番（寺本順一君） 1点だけ、総務委員の楠原さん、広報委員の楠原さん、委員長と副委員長、2つまたがって就任されておられるようでございますので、何も肩書きをもたない方も、かなり他におられますので、その点、どう判断するのか。議長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。
- 議長（宮内道則君） それだけですか。
- 6番（寺本順一君） はい。
- 議長（宮内道則君） 元山議員。
- 9番（元山秀志君） いや、もうそれぞれ各常任委員会の委員会構成の中で互選をされた委員長・副委員長ですので、今発表があったとおりで何も問題はないと思います。以上です。
- 議長（宮内道則君） 寺本議員。
- 6番（寺本順一君） 最終的に各委員会で決まったやつをここに集結して、一応最終的に決めるわけでございますけれども、やっぱり不具合な点があればですね、ぜひそういう問題は正しい方向に持っていてもらいたい。別段問題がないというようなことであれば、それで結構ですけれども、私個人といたしましては、一人の方が3つしかない委員会の中で長・副をやっているというのはどうかな。多くの方々に勉強してもらうためにも、一応どうかなというような考えを持っておりますので、そこらをも一つ御検討方お願いしたいと思います。
- 議長（宮内道則君） 寺本修一議員。
- 12番（寺本修一君） 元山議員がおっしゃられましたとおり、常任委員会の委員の互選でございますので、それで決定すれば何ら問題はなく、兼職規程にも抵触しません。委員長にとって、副委員長をしても結構でございますので、寺本順一議員の役割分担で多くの人という御意見はわかりますがですね、あくまでもこれは委員会の互選でございますので、委員会で決まったとおりに決定していただきたいと思います。
- 議長（宮内道則君） 寺本順一議員。
- 6番（寺本順一君） 公平性にも欠けるんじゃないかと思っておりますので、せっかくこれだけの議員がおって、それぞれの方が就任されるわけですが、できれば押しなべて1人1役ぐらい、そういう考えをもってやったほうが私は理想じゃなかろうかというような考え方をしております。以上です。
- 議長（宮内道則君） ただ今、3名の方からですね、御意見を賜りました。今、特に総務厚生常任委員会で決定事項でございまして、寺本順一議員の意味、十分わかります。そういうことですね、今後、若い方々の委員会所属にしていらっしゃると思いますので、十分そういう点からもですね、研修等も積みながら、今回につきましては、

もう常任委員会ですね、総務厚生常任委員会で決まっておりますので、そこを御理解いただきまして、取組をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、ただ今、3名の方から意見が出ましたけども、もう一回お諮りをいたします。

ただ今、常任委員が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮し、芦北町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会を辞退したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長は常任委員会を辞退することに決定しました。

-----○-----

第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（宮内道則君） 日程第6「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、委員の定数は委員会条例第4条第2項の規定により5人であります。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員会委員の指名をいたします。岡部君、元山君、草野君、林田君、楠原君、以上の5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会運営委員会委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時27分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、議会運営委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会運営委員長、元山君、副委員長、林田君。

以上です。

-----○-----

第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第7「水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙」を行います。

当組合議会議員については、組合規定により、本町議会議員から6人選出になっております。

この選出は、同組合規約第5条第2項の規定により、選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、議長の宮内、議会運営委員長の元山君、総務厚生常任委員長の林田君、建設経済文教常任委員長の草野君、議会広報委員長の楠原君、議員の宮尾君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました6人を水俣芦北広域行政事務組合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、元山君、草野君、林田君、楠原君、宮尾君、私宮内、6人が水俣芦北広域行政事務組合議会議員として選出されました。

第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 8、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

主な改正について、御説明いたします。

まず、個人町民税関係において、住宅ローン控除の特例期間の延長を行います。適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するとされており、適用期間を 4 年間延長し、令和 7 年までに入居する者に限るとする改正となっております。

次に、固定資産税関係につきまして、景気の回復に万全を期すため、令和 4 年度に限り商業地等の税額が増加する土地については、土地に係る負担調整措置により、課税標準額の上昇幅を令和 4 年度の評価額の 2.5% を上限とするものでございます。

その他の改正につきましては、町民税の申告書等について、扶養親族や記載内容の見直し、固定資産税の証明書や閲覧の記載事項についての見直しなど、地方税法等の改正による条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日及び経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、基礎課税額に係る課税限度額引上げにより、医療費分が63万円から65万円に引き上げられ、後期高齢者支援金等の賦課限度額が19万円から20万円に引き上げられることから、条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。
-----○-----

第10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第10、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

この同意第1号の件は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく長口君の退場を求めます。

[長口君退場]

○議長（宮内道則君） 本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字丸山1番地55。

氏名、長口 隆。

長口氏は、御存じのとおり、芦北町議会議員として1年3か月にわたり町政発展に尽力され、今回2期目でございます。また、長年、JAあしきた職員として豊富な経験を生かして、本町の農業振興に寄与されています。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、議会の代表として、まさに適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

長口君の入場を認めます。

[長口君入場]

-----○-----

○議長（宮内道則君） 議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと求めます。

-----○-----

第 1 1 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第 1 1、同意第 2 号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 5 3 3 番地 1。

氏名、佐竹貴幸。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、平成 3 年 4 月、旧芦北町職員に採用されましてから 3 1 年の職員歴を有しており、その間、建設課を皮切りに 8 課を歴任し、平成 9 年度には熊本県地方課での勤務も経験しています。本年 4 月から税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするものでございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第 2 号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） ここで追加議事日程を配付します。

[追加議事日程配付]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、議席に配付しております追加議事日程第1号の追加2によって議事を進めます。

-----○-----

第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第12から日程第15までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

令和4年第3回芦北町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会臨時議長

芦北町議会議長

署名議員

署名議員